

平成 27 年 4 月 1 日

## 入 札 公 示

次のとおり一般競争入札に付します。

高知市雇用創出促進協議会  
事務局長 高瀬 正泰

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 実践型地域雇用創造事業基礎講座

(2) 実施主体 高知市雇用創出促進協議会  
(国から受託した実践型地域雇用創造事業の一部を再委託)

### (3) 事業概要

今後特に成長の可能性の高い分野で、より多くの安定雇用を創造するために、各分野で求められている高度人材を実践的に育成する取組のうち、求職者向けの基礎講座の開催・運営を行うもの

(4) 仕 様 委託事業実施仕様書による。

### 2 参加資格に関する事項

- (1) 入札に参加する時点で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第 1 号及び第 2 号に該当する者がいないこと。）。)
- (3) 入札に参加する時点で、過去 5 年間に於いて職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反していないこと。（(2)に規定するものを除く。）。)
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 厚生労働省、高知県及び高知市から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札説明会に参加すること。

### 3 落札者の選定方法

本公告に示した入札参加資格を有し、仕様書等に示した業務を履行できると判断した者のうち、選定要領及び事業等委託事業実施仕様書に基づき提出された企画提案書及び経費積算

書等について評価を行い、最高点となった者を落札者とする。

なお、評価については、選定要領に基づき実施することとし、評価項目及び評価の基準は、選定要領のとおりとする。

#### 4 競争入札に係る説明会の開催

競争入札参加希望者に対して、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 日 時 平成 27 年 4 月 7 日 (火) 13:30～
- (2) 場 所 高知市役所南別館 7 階 701 号室

#### 5 プレゼンテーション

評価・選定にあたって、審査委員会による事業者面接を実施する。

なお、面接に際し使用を希望する器材等については、事業者で準備すること。

#### 6 入札の無効

本公示に示した競争入札参加資格を満たさない者、その他の競争入札参加の条件に違反した者の提出した企画提案書等は、無効とする。

### お問合せ先

〒780-8571 高知市鷹匠町 2 丁目 1-36 高知市たかじょう西庁舎 3 階

TEL088-873-5716 FAX088-873-5717

高知市雇用創出促進協議会 担当：林，小川